

○南関町工場等設置奨励条例施行規則

昭和59年7月21日規則第5号

南関町工場等設置奨励条例施行規則

南関町工場設置奨励条例施行規則（昭和49年規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南関町工場等設置奨励条例（昭和58年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工場等の種類）

第2条 条例第2条の規則で定める工場等とは、日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる産業分類中、製造業、鉱業、卸小売業、運輸通信業、サービス業のうち、町長が認めた工場等とする。

（指定の申請）

第3条 条例第3条第1項に規定する適用工場等の指定を受けようとする者は、事業を行うための施設設備の工事着手前30日までに、適用工場等指定申請書（様式第1号）に事業計画書を添え、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（指定書の交付等）

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合において、条例第3条第1項の規定による指定をすることとしたときは、当該申請者に対し、適用工場等指定書（様式第2号）を交付するものとする。

2 町長は、前項の指定書を交付したのち、事業計画等の変更があった場合において、必要と認めるときは、指定書の内容について変更するものとする。

（事業開始の報告）

第5条 適用工場等指定書の交付を受けた者は、当該設備を事業の用に供した日から10日以内に事業開始報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（指定の承継）

第6条 条例第6条の規定により適用工場等を承継した者は、指定承継承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、その承継を承認することとしたときは、当該申請者にその旨通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 適用工場等指定書の交付を受けた者は、適用工場等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から10日以内に当該各号に定める報告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容について変更を生じたとき 事業計画変更報告書 (様式第5号)
- (2) 事業を休止し、又は廃止したとき 事業休(廃)止報告書 (様式第6号)
- (3) 事業を再開したとき 事業再開報告書 (様式第7号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)